



来週の投資戦略 (9/7-11)

継承だけならば、外国人は動かない

2020年9月6日

小松 徹

注目事項 - 見所

- 9月8日、7月の家計調査 - 消費支出、前年同月比 3.7%減?
- 9月8日、4-6月期の実質 GDP 成長率改定値 - 前期比 8.1%低下?
- 9月8日、8月の景気ウォッチャー調査 - 先行き DI39.0に低下?
- 9月10日、7月の機械受注(船舶、電力を除く民需) - 前月比 2.0%増?

株式市場見通し

「先週の株式市場」で報告の通り、先週は著名投資家ウォーレン・バフェット氏の投資行動と菅官房長官の言葉が業種の騰落に大きく影響した。商社株は 4-5%の高配当だが、株価純資産が1倍を大きく下回っていたので魅力的な投資対象と映ったのだろう(ただし、伊藤忠商事(8001)を除く)。だが、実際に投資すると、四半期毎に減損リスクが大きいと分かる。さらに流行の SDGs 投資や ESG 投資とは一番離れたところにいる業種でもある。三菱商事(8058)が当初今年度の決算予想を出さないで、増配すると発表した時には驚いた。第1四半期決算発表時には 63%減益予想を出したが、配当方針は変えなかった。一方で、住友商事(8053)は大幅な赤字決算予想を出しているが、今のところ、減配予想は小幅にとどまっている。

今から約2年前に菅官房長官が携帯電話料金は4割下げられると発言して、携帯電話大手3社の株価は1か月間で2割強下げた。その後各社の業績はそのまま悪化したのではなく、企業努力もあって最近では増益に転じている。このため、前回の菅発言前の株価水準を超えて推移していた。今回はどのような方法で携帯電話会社の利益率を下げさせようとするのか。楽天(4755)のように業務違反を繰り返して、いまだ全国展開していない会社の肩を持つのはどうかと思う。

ところで、最近の外国人投資家の売買には規則性が見られない。外国人は8月第3週、第4週と少額ながら現物株を売り越した。先物市場でも大きな動きはなかった。8月は第2週まで外国人投資家の買いが活発だったが、現在は落ち着いている。現物株市場では外国人の売買比率は64%まで低下しており、個人の比率が29%まで高まっているのが特徴的だ。1年前の比率はそれぞれ72%、16%だった。安倍首相が退陣して、菅政権が基本的に積み残しを継承するだけならば、外国人の関心が高まる要素は低い。

最後に、来週はわが国で各種経済指標の発表がある。いずれも冴えない指標に終わる可能性が高い。7月の家計調査、4-6月期の実質 GDP 成長率改定値、8月の景気ウォッチャー調査。8月に当面の回復のピークが示唆されるだろう。7月の機械受注(船舶、電力を除く民需)も先行き明るい数値にはならないだろう。菅氏がデジタル庁の創設を考えているようだが、安倍政権は何度もデジタル予算を大幅に積み増したが、結局、今回の給付金支給や PCR 検査報告で、デジタルとは無縁なことを露呈した。

KPA の投資戦略

ロング (買い)	ショート (売り)
好財務の割安株、今期増益株	高 PB 低位株、高 PE 新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。